

自治基本条例についていっしょに考えませんか？



自治基本条例とは
 地方自治体(嘉麻市)という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める自治の基本ルールで、「自治体の憲法」、「条例の中の条例」などとも言われています。

問合せ先／企画調整課 企画調整係
 ☎62 - 5661

今、なぜ自治基本条例が必要なのでしょう

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、いわゆる機関委任事務が廃止され、従来の中央官庁主導による全国画一的な施策決定システムに替わり、自治体は国と対等な地方の政府として、地域特性や地域ニーズを的確に把握し、限られた行政資源を有効に活用して、個性あふれる施策を展開していく自立的なシステムを構築していくことが求められるようになりました。

このような分権型の施策決定システムの基本原則となるのが、自ら決定し、自ら責任を負う「自己決定・自己責任の原則」です。
 自治体の自己決定権が拡大し、独自施策を展開していくためには、地域社会の将来に対するビジョンを市民が共有し、施策づくりへの市民参加を推進していくことが必要不可欠です。そして、このような参加・協働型の施策づくりにおいては、「自己決定・自己責任の原則」は、市民

の信託を受けた市議会、市長を規律するだけでなく、市民と市がそれぞれの役割を果たす中で担い合うものとなります。さらに、最終的には自治の主体である市民自らが、どのような地域社会の将来を選択するかに関わってくる原則といえます。

従って、「自己決定・自己責任の原則」に基づく自治体運営を確立するためには、団体自治の制度的強化を図るだけでなく、地域における市民の主体的な取り組みを土台として、住民自治の充実を図っていくことが求められています。

しかしながら、現行地方自治制度は憲法が保障する直接公選制や地方自治法等に規定される直接請求制度など、自治に対する住民の権利を保障する制度が中心であり、市民自らが自治の主体として地域社会づくりを担うという視点は十分とは言えません。

そこで、住民自治の充実を図っていくために、現行制度を補完する新たな仕組みや制度を構築していくことが急務となっています。

自治の基本ルール「自治基本条例」

このような制度の基本となる自治基本条例では、「住民自治を起点とする協働のまちづくり」を基本理念として位置づけ、市議会、市長に市政を信託するだけでなく、市民自らがまちづくりの主体として活動していくための基本原則を定め、住民自治の充実を図ることを目的とするものです。

市民の皆さんとともに検討します

市では、今後10年間のまちづくりの方向性を示した第一次嘉麻市総合計画において、「市民と行政による協働のまちづくり」を基本方針のひとつとして掲げています。また、その基本方針に基づく施策やプロジェクトを実施するうえでも、「市民との協働」という視点に立ち、市政運営の基本理念や、市民の権利、市民と行政の役割分担、行政の組織・運営・活動に関する基本事項などを規定する自治基本条例について、市民の皆さんとともに検討します。

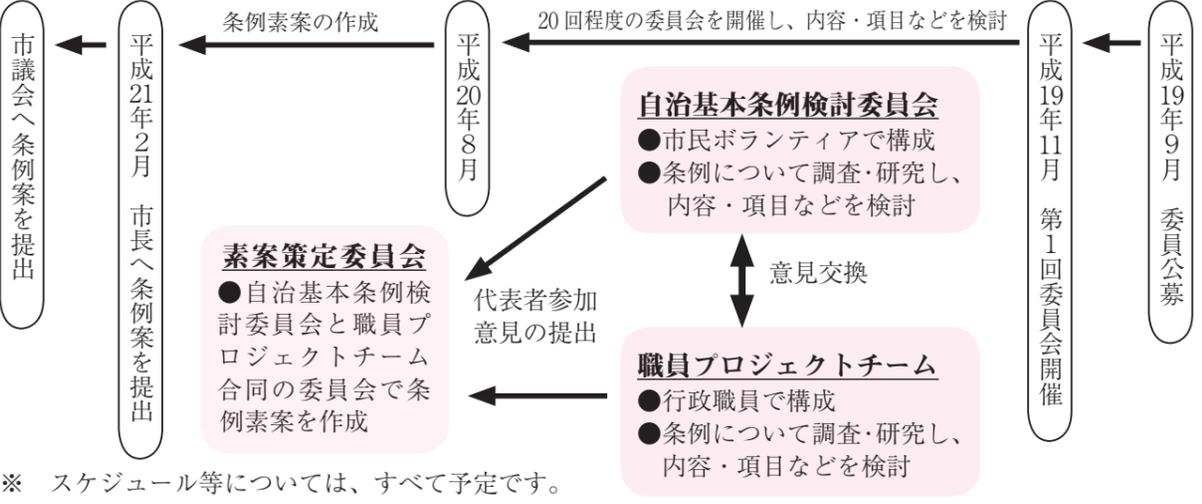
Q.どのように取り組むの？

市民委員会を発足します

条例策定にあたっては、市民の皆さんから公募による自治基本条例検討委員会(市民委員会)を11月から発足させる予定です。
 この委員会で自治基本条例について調査・研究し、条例に盛り込またい内容、項目などを検討します。
 また、市職員プロジェクトチームとの協働により、条例の素案づくりにも参加していただく予定です。
 自治基本条例検討委員会(市民委員会)の委員の募集については、回覧文書においてお知らせします。



▲総合計画策定時のまちづくり市民部会



※ スケジュール等については、すべて予定です。

**Q. 条例の内容は具体的にどんなもの？
 いったい何が変わるの？**

具体的には、これから市民委員会の皆さんとともに条例案の内容を決めていくので、今のところはどのような内容になるのか未定です。なお、既に制定した先進地の事例を見ると、市民が市政に参加する方法として、市民からの意見聴取や審議会委員選定時の市民公募の義務付けを行うなど、市民参画や協働の仕組みが具体的な制度として確立されていたり、行政評価の実施・公表などが義務付けられたりしています。

また、市の情報の提供、説明責任・応答責任などが義務付けられたいりしており、市政運営の透明性の向上が図られています。

